

広告募集案内【企画提案募集】
(施設広告掲出仕様書)

港南区役所広告付行政情報周辺等案内地図に広告を掲出する事業者様を以下のとおり募集します。

■ 募集概要

名 称	港南区役所広告付行政情報周辺等案内地図の募集について
内 容	港南区総合庁舎 1 階に広告付行政情報周辺等案内地図を設置していただく事業です。設置事業者様には、広告料及び行政財産目的外使用料を納付していただきます。なお、事業の実施に係る費用（案内図等の製作、設置、管理、撤去、広告主の募集、電気料金等）については、全て設置事業者様にご負担いただきます。 屋外広告物に該当しません。
施設所在地（場所）	横浜市港南区港南四丁目 2-10
施設の利用者数・利用者層	【港南区役所】 様々な世代の方々が各種手続き・相談のために来庁します。1 階区民ホールは、総合案内があり、また、展示や催しが行われるため多くのお客様が訪れる所です。 区庁舎への年間の来庁者は 120,000 人程度です。
設置場所及び希望する設備	【港南区役所広告付行政情報周辺等案内地図】 1 階区民ホール 港南区案内図及び行政情報を備えたタッチパネル式モニター 1 台
広告掲出可能スペース	縦 2100mm×横 2400mm×奥行 700mm 程度。床置き (このうち、広告スペースは全体の 4 分の 1 程度)
広告掲出期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（5 年間） ※ 1 年ごとに使用許可を受けていただく必要があります。 (下記「広告掲出にあたっての留意点」参照)
予定価格	公表しません。

■ 申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和 3 年 10 月 20 日（水）～令和 3 年 11 月 2 日（火）
提案内容評価	令和 3 年 11 月 9 日（火） 提案内容評価においては、申込者に対するヒアリングを行います。 日時等の詳細については、後日お知らせします。
選定結果通知	令和 3 年 11 月中旬

■ 申込手続

申込条件	申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申込方法	令和 3 年 11 月 2 日（火）午後 5 時 00 分までに、広告企画書を下記申込み・お問合わせ先まで持参、電子メール又は F A X 等でご提出ください。 ※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。
広告企画書記載事項	(1) 市に支払う広告料（年額） (2) 掲出期間における収支計画 (3) 広告付行政情報周辺等案内地図の材質、規格、施工方法

	(4) タッチパネルの操作方法 (5) 行政情報の表示内容 (6) 広告付行政情報周辺等案内地区の維持管理方法 (7) 緊急時対応の考え方
--	--

■ 選定手続

評価項目・評価基準	(1) 市に支払う広告料（年額） 市にとって十分な財源確保効果があるか。 (2) 掲出期間における収支計画 掲出期間における収支計画が妥当であるか。 (3) 広告付行政情報周辺等案内地区の材質、規格、施工方法 掲出期間中、破損や倒壊のおそれがない構造となっており、安全性が担保されているか。 (4) タッチパネルの操作方法 利用者にとってわかりやすい操作方法となっているか。 (5) 行政情報の表示内容 行政情報の表示方法及び更新頻度は適切か。 (6) 広告付行政情報周辺等案内地区の維持管理方法 掲出期間中、適切な維持管理により、安全性が担保されているか。 (7) 緊急時対応の考え方 万が一広告付行政情報周辺等案内地区が破損し、若しくは倒壊し、又はそのおそれがある場合に、適切な対応により安全性が担保できるか。
評価方法	○港南区に設置する広告事業選考会において、上記評価項目に従い、広告企画書に記載された提案内容を、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。 ○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者（広告掲出事業者）として選定し、広告掲出についての交渉を行います。 ※ 申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。

■ 広告掲出にあたっての留意点

広告の条件	○広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。 ○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の広告関連規程を遵守してください。 ○区が指定する行政情報を掲出してください。 ○その他以下に掲げる広告は掲出できません。 ・音声を伴うもの
広告の制作等	○20 営業日前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。 ○広告等の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。
財産の使用許可	○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料（月額 3,100 円）をお支払いいただく必要があります。 ○電気料金については、使用者に実費負担していただきます。

その他	○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。
-----	--

■ 申込み・お問い合わせ先

担当課名	横浜市港南区総務課予算調整係
所在地	横浜市港南区港南4-2-10
TEL/FAX	TEL 045-847-8307 / FAX 045-841-7030
Eメール	e-mail kn-yosan@city.yokohama.jp

次頁あり

■地図



■募集対象施設・広告掲出場所等の写真

【港南区役所広告付行政情報周辺等案内地図】



区役所1階
区民ホール

広告企画書（施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称	港南区役所広告付行政情報周辺等案内地図		
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。		
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市 of 広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）